

入間市下水道条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定の申請)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第9条の3 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p><u>オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>カ 法人であつて、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 略</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第9条の7 略</p> <p>2 管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第9条の3 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p><u>オ 法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 略</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第9条の7 略</p> <p>2 管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p>

(2) 略

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。

4 略

(変更の届出)

第9条の12 指定下水道工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理者が定める事項に変更があつたとき、第9条の3第1項第4号ア、オ若しくはカのいずれかに該当するに至つたとき、又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(2) 略

3 略

(変更の届出)

第9条の12 指定下水道工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理者が定める事項に変更があつたとき、又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。